

●香川県告示第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により昭和44年2月25日指道第287号（香川県告示第271号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成19年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 廃止年月日 平成19年1月29日
- 2 指定を廃止する道路の位置 善通寺市弘田町869-1、869-4及び913-1
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 5.20メートル及び9.00メートル
延長 92.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。